（別紙）

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要

１　目的

B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者から臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。

２　対象者

- B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者
- 臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者
- 年収約３７０万円未満の者

３　公費負担の対象となる医療

- 指定医療機関で行われる肝がん・重度肝硬変の入院医療
- 過去１年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に３月以上の場合に、4 月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し公費負担を行う。

４　公費負担の対象となった月の自己負担月額

1 万円

５　指定医療機関の要件

① 肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができる。

② 指定医療機関に求められる以下の役割を行うことができる。

- 肝がん・重度肝硬変の診断を受けた患者がいる場合、本事業についての説明及び入院記録票の交付を行うこと。
- 入院記録票への入院医療記録の記載を行うこと。
- 患者から依頼があった場合には、当該指定医療機関で肝がん・重度肝硬変医療に従事している医師に個人票等を作成させ、交付すること。
- 本事業の対象となる医療行為が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
- その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力すること。

※　厚生労働省の研究班が作成する医療機関向けマニュアルを配布します。

※　説明会終了後、医療機関指定申請の受付を開始します。